

オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会  
第1回 資料2

# 1. 「指針の対象」の見直し案 オンライン受診勧奨と遠隔健康医療相談等の整理

# オンライン診療・オンライン受診勧奨・遠隔健康医療相談

オンライン診療、オンライン受診勧奨、遠隔健康医療相談に関して、本指針においてその定義を示したが、以下の点を踏まえ、より適切な定義となるように見直しを検討してはどうか。

- 夜間や休日などに患者から医療機関に問い合わせた際の電話による医師の対応については、受診不要の助言や考えられる疾患名を列挙するなどの助言などはこれまで通例行われてきているところ、大きな問題の発生はこれまで報告されていない。
- 薬局等で市販されている一般用医薬品等の使用について、医師がオンライン受診勧奨や遠隔健康医療相談で助言することは可能である。また、医師以外についても応答マニュアルに沿った相談等の範囲内で行われている。
- 本指針策定時の想定以上に、医師が遠隔健康医療相談を実施する事例が多く、医師が行うことができる遠隔健康医療相談について明確化する必要性が高まっている。

# オンライン受診勧奨・遠隔健康医療相談の整理(案)

オンライン受診勧奨、遠隔健康医療相談における医学的判断や医療相談の内容、実施可能な行為について、一部不明瞭な点があったため、下記の通り整理することについてどのように考えるか。

	オンライン診療	オンライン受診勧奨	遠隔健康医療相談(医師)	遠隔健康医療相談(医師以外)
指針の適用	○	○(一部適用外)	×	×
情報通信機器を通じた診察行為	○	○	×	×
情報通信手段のリアルタイム・同時性 (視覚・聴覚情報を含む。)	○ (文字等のみ不可)	○ (文字等のみ不可)	- (必須ではない)	- (必須ではない)
初診	×(例外あり)	○	-	-
処方	○	×	-	-
受診不要の指示・助言	-	?→○	○	○
一般的な症状に対するり患可能性のある疾患名の列挙	-	-	○	○
患者個人の状態に対するり患可能性のある疾患名の列挙	○	?→○	×	×
一般用医薬品等の使用に関する助言	○	?→○	?→○	?→○
患者個人の心身の状態に応じた医学的助言等	○	○	?→○	×
特定の医療機関の紹介	○	○	○	○

# オンライン受診勧奨の定義改訂案

(現行)

## オンライン受診勧奨

遠隔医療のうち、医師一患者間において、情報通信機器を通して患者の診察を行い、医療機関への受診勧奨をリアルタイムにより行う行為であり、患者からの症状の訴えや、問診などの心身の状態の情報収集に基づき、疑われる疾患等を判断して、受診すべき適切な診療科を選択するなど、患者個人の心身の状態に応じた必要な最低限の医学的判断を伴う受診勧奨。具体的な疾患名を挙げて、これにり患している旨を伝達すること、一般用医薬品の具体的な使用を指示すること、処方等を行うことなどはオンライン診療に分類されるため、これらの行為はオンライン受診勧奨により行ってはならない。なお、社会通念上明らかに医療機関を受診するほどではない症状の者に対して経過観察や非受診の指示を行うような場合や、患者の個別的な状態に応じた医学的な判断を伴わない一般的な受診勧奨については遠隔健康医療相談として実施することができる。



(改訂案)

## オンライン受診勧奨

遠隔医療のうち、医師一患者間において、情報通信機器を通して患者の診察を行い、医療機関への受診勧奨をリアルタイムにより行う行為であり、患者からの症状の訴えや、問診などの心身の状態の情報収集に基づき、疑われる疾患等を判断して、り患可能性のある疾患名を列挙し受診すべき適切な診療科を選択するなど、患者個人の心身の状態に応じた必要な最低限の医学的判断を伴う受診勧奨。一般用医薬品等を用いた自宅療養を含む経過観察や非受診の勧奨も可能である。具体的な疾患名を挙げて、これにり患している旨や医学的判断に基づく疾患の治療方針を伝達すること、一般用医薬品の具体的な使用を指示すること、処方等を行うことなどはオンライン診療に分類されるため、これらの行為はオンライン受診勧奨により行ってはならない。なお、社会通念上明らかに医療機関を受診するほどではない症状の者に対して経過観察や非受診の指示を行うような場合や、患者の個別的な状態に応じた医学的な判断を伴わない一般的な受診勧奨については遠隔健康医療相談として実施することができる。

# 遠隔健康医療相談の定義改訂案

(現行)

## 遠隔健康医療相談

遠隔医療のうち、医師又は医師以外の者一相談者間において、情報通信機器を活用して得られた情報のやりとりを行うが、一般的な医学的な情報の提供や、一般的な受診勧奨に留まり、相談者の個別的な状態を踏まえた疾患のり患可能性の提示・診断等の医学的判断を伴わない行為。



(改訂案)

## 遠隔健康医療相談(医師)

遠隔医療のうち、**医師**一相談者間において、情報通信機器を活用して得られた情報のやりとりを行い、**患者個人の心身の状態に応じた必要な医学的助言を行う行為**。相談者の個別的な状態を踏まえた診断など具体的な判断は伴わないもの。

(例: 軽度の下痢で脱水の不安がある患者に対して経口補水液(ORS飲料)の摂取の仕方を助言するなど)

## 遠隔健康医療相談(医師以外)

遠隔医療のうち、医師以外の者一相談者間において、情報通信機器を活用して得られた情報のやりとりを行うが、一般的な医学的な情報の提供や、一般的な受診勧奨に留まり、相談者の個別的な状態を踏まえた疾患のり患可能性の提示・診断等の医学的判断を伴わない行為。